経済産業省

BIPROGY | Foresight in sight

非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料補足（リパワリング）

2025年12月24日

リパワリング設備の認定について

令和5年9月
第84回 制度検討作業部会
資料3-2より

発電事業者と需要家の非FIT再エネ証書の直接取引について

- 発電事業者との直接的な取引を通じて再エネ価値の取得を求める需要家の声の高まりを受けて、昨年、再エネ電源の維持・拡大に資する以下の場合に限り、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとした。
  - ・新設非FIT電源　⇒2022年度以降に営業運転開始となった非FIT電源
  - ・新設FIP電源　⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIP電源
  - ・FIT電源から移行したFIP電源
    ⇒2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合
  - ・卒FIT電源
- その結果、こうした非FIT再エネ証書価値の発電事業者と需要家間の直接取引が急速に拡大している。
- こうした中で、再エネの更なる導入拡大に向けて、長期脱炭素電源オークション制度が整備され、既存電源の活用も含めた脱炭素電源への新規投資の後押しが進められており、既存の脱炭素電源の出力増強（リパワリング）や改良（リプレース）の動きも広がりつつある。
- **これらの取組は、再エネ電源の維持・拡大に資するものであることから、2022年度以降に出力増強や改良がなされた非FIT電源・FIP電源についても、発電事業者と需要家間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めることとしてはどうか。**

リパワリング設備の認定について

2025/7/17
更新

- 下記一定の要件を満たす場合にはリパワリング設備としての認定を受けることが可能です。（2024年11月15日以降電源登録およびその後の電力量認定申請受付を開始いたしました。）※1
- リパワリング設備の認定に係る認定手順については本資料の各種登録/申請手続きページを参照ください。

対象電源	太陽光、バイオマスを除くすべての非FIT非化石電源に係る認定対象設備かつ、リパワリングによる出力増強を行った設備。
申請条件	認定を受ける設備のリパワリング内容詳細（リパワリング前後の出力、リパワリング日等）について事務局へ公的な証跡を届け出ること。 例）発電事業変更届出、電気工作物変更届出書等
認定方法	① 非化石電源登録にて、既存設備IDに加え新規にリパワリング分設備IDを登録を実施。 ② ①にて登録が完了した既存設備IDおよびリパワリング設備IDにて電力量認定申請を実施。 ③ 電力量認定量について既存分とリパワリング増強分の出力比にて按分しそれぞれの設備IDの認定量を算出。なお、具体的な申請方法については次ページ以降を参照ください。

※1　複数回リパワリングを実施した場合には複数IDを登録すること。

リパワリング設備の認定について（非化石電源登録申請書作成）

- すでに発番されている既存設備IDに加え、新たにリパワリング設備IDを発行するため非化石電源登録を都度受け付けます。
- 申請書へ記載が必要な項目は下記です。通常の電源登録と一部項目の定義が異なるためご注意ください。

■ 登録時入力項目

・法人番号
・発電設備区分
・発電設備名　　- リパワリング設備IDの場合設備名の最後に（リパワリング）と追加ください
・設置者名
・申請日　　- 申請を実施した日を記入ください
・運転開始又は予定日　　- リパワリング設備IDの場合「リパワリング日」を記入ください
・設備の所在地
・発電出力　　- リパワリング前後の差分出力を記入ください※1

■ 添付書類

・認定を受ける設備のリパワリング内容詳細証跡（リパワリング前後の出力、リパワリング日等）　※2

※1　1000kWの設備について1200kWへ容量が増加した場合、リパワリング設備IDの出力はその差分である「200kW」を記入すること。
※2　発電事業変更届出、電気工作物変更届出書等を提示すること。

リパワリング設備の認定について
（非化石電源登録申請書アップロード完了後）

2025/2/13
更新

- リパワリング分設備IDを申請する場合、申請書アップロード完了後に非化石電源変更画面にて「リパワリング分」フラグのチェックと紐づけ先の既存設備IDの設定を実施ください。
- 上記変更完了後再度非化石電源変更画面を参照すると、下図赤枠の通り項目名が変化します。



リパワリング設備の認定について（電力量認定）

- 申請の際に必要な項目は、通常設備の電力量認定同様に下記となります。
- リパワリング設備の場合、必ず既存設備IDとリパワリング設備IDを同一の電力量認定申請書内へ記入の上ご申請ください。※1
- また、月間発電量について既存分設備ID行へ当該設備の全量を記載し、リパワリング設備ID行へは「0」を記載ください。

■ 申請時入力項目

・法人番号
・事業者区分
・受電地点特定番号
・設備ID
・報告年月　（報告時点での年月を入力下さい）
・対象年月　（※次ページに対象年月判定基準は記述します）
・月間発電量（kWh）：既存分ID行へ記入し、小数点以下は、小数第一位を四捨五入して申請下さい。
（一般送配電事業者より送付される「仕訳後の電力量のお知らせ」にある対象期間内の合計値を記入ください）
・再エネ指定有無区分
（有で申請した場合でも、再エネ指定「無」しか選択できない場合は「無」で認定します。）

※1　既存分・リパワリング分IDを同時に申請する場合、初回申請のみエラーが発生するため、事前に事務局へ当該設備の受電地点特定番号と既存分・リパワリング分設備IDを知らせること。

リパワリング設備ID廃止における既存設備IDへの統合について

2025/12/24
追加

リパワリング設備が運転開始後15年を経過したことなどにより、リパワリング分を分割して認定を受ける必要がなくなり元の設備IDに統合したいなどの場合は、リパワリング設備IDを廃止し、既存の設備IDに統合可能です。

申請手順	① 当事務局宛に、リパワリング設備IDによる電力量認定申請をやめる旨を「ex_non_fit_dengen_touroku@biprogy.com」宛にメールにてご連絡ください。 ② ポータルサイトの非化石電源変更申請画面にて、リパワリング設備IDに対して、当該設備IDを廃止する申請を実施ください。※1 ※2 （操作については「（参考）電源変更申請手順／廃止」を参照ください。） ③ ポータルサイトの非化石電源変更申請画面にて、既存設備IDに対して、設備情報の変更申請（【出力kW】を合算後の発電出力に変更）を実施ください。※2 ※3 （操作については「（参考）電源変更申請手順／発電出力合算」を参照ください。） ④ 既存設備IDにて、電力量認定申請を実施ください。（通常の電力量認定申請と同様となります。）
その他	電源変更申請および電力量認定申請の詳細な手続きにつきましては、「非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」をご確認ください。

※1 廃止後、リパワリング設備IDは使用不可。
※2 電源変更申請の完了時期については、申請受付後約1週間程度。
※3 既存設備IDの発電出力とリパワリング設備IDの発電出力を合算した値で申請すること。

（参考）電源変更申請手順／廃止

2025/12/24
追加

リパワリング設備IDを廃止する際は、ポータルサイトの非化石電源変更申請画面にて、以下のとおり申請ください。



（参考）電源変更申請手順／発電出力合算

2025/12/24
追加

既存設備IDに対して、設備情報の変更（【出力kW】を合算後の発電出力に変更）をする際は、ポータルサイトの非化石電源変更申請画面にて、以下のとおり申請ください。

